

所得税の還付申告をされる方へ

令和2年分の確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)(※土・日・祝日を除く)です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、令和3年度分の市・県民税の申告期間は、2月16日(火)からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

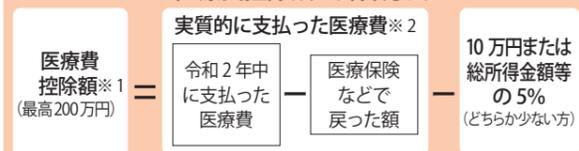
還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告の際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除額の計算方法



※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
 ※2 この金額が10万円、または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- 医師、歯科医師による診療(治療)代
- 治療や療養のための医薬品購入費
- 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
- 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
- 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
- 助産師による出産の介助料
- 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費、食事)として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額

※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎(43)3896へお問い合わせください。

■必要書類 ※令和2年のもの

- 医療費控除の明細書
(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- 医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書については提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
 ※医療費控除のほか、セルフメディケーション税制もあります。詳細については国税庁ホームページをご覧ください。
 ※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

各種保険料控除

令和2年中に支払った健康保険料や公的年金保険料などの社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

■必要書類

- 社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- 生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書

※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、次の主な要件にあてはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。(初年度は確定申告が必要です。)

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。

ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

■主な要件(新築住宅の場合)

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- 控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
- 民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類(新築住宅の場合)

- 登記事項証明書(法務局発行)など
- 請負契約書、または売買契約書など
- 借入金の年末残高証明書
- 補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの

※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
 ※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付などは発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、それぞれの自治体へ申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意いただき、確定申告などで寄附金控除を受けてください。

- 確定申告書の提出を要する者となったとき
- 確定申告書、または住民税申告書を提出したとき
- 対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更などがあつた場合、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

税務署で確定申告をされる方へ

多くの方で混雑する確定申告会場に出向かなくても、パソコン・スマホで申告できるe-Taxが便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷し郵送などで税務署に提出することもできます。

来年の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。



スマホ申告はこちらから

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

期間/2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日・祝日を除く

受付時間/8:30～16:00 ※9:00相談開始

場所/氏家税務署 会議室

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、**還付申告の方の申告相談は、2月15日(月)以前でも受付可能**です。
 ※会場の混雑緩和のため、**入場整理券**を配布します。状況により、後日の来場をお願いすることがあります。
 ※来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
 ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

問い合わせ

●所得税の申告に関すること

〒329-1393 さくら市氏家2431-1
 氏家税務署 ☎028(682)3311
 ※音声案内で「2」を選択してください

●市・県民税の申告に関すること

市税務課 ☎(43)1115

●確定申告書作成コーナーの操作等に関すること

e-Tax作成コーナーヘルプデスク
 ☎0570(01)5901
 ※9:00～17:00(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)

認知症などによる徘徊高齢者等の事前登録制度

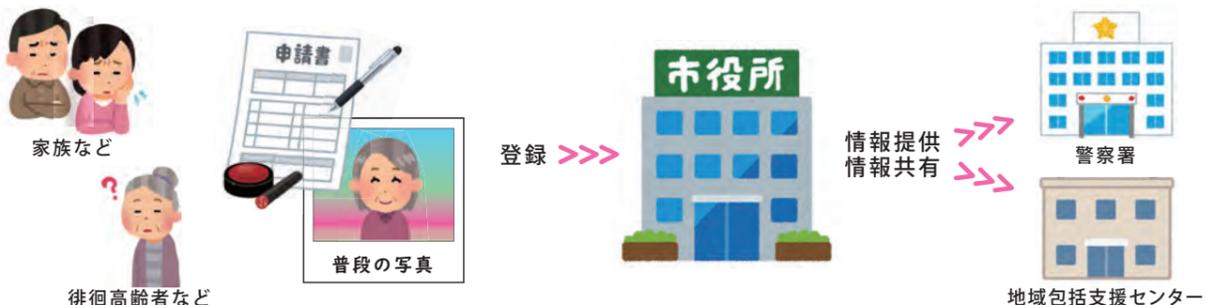
認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者などの安心・安全を確保するための事前登録制度です。

登録方法／申請者の印鑑と登録する方の写真（顔・全身）をお持ちの上、直接窓口で申請してください。

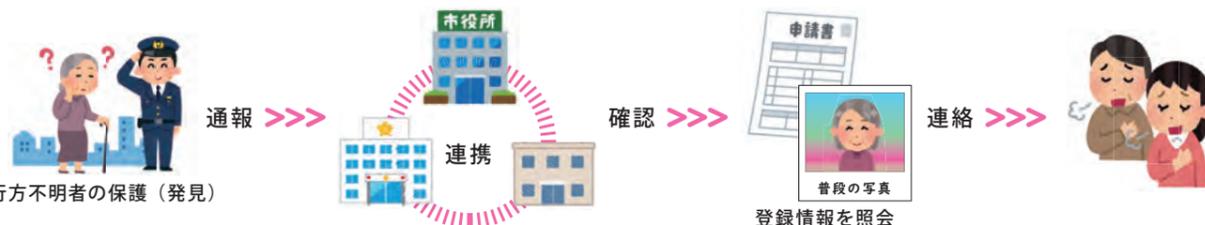
申請・問い合わせ／高齢対策課 ☎（43）3896

【事前登録制度のイメージ】

①家族などが、事前に徘徊の恐れのある方の情報（氏名、住所、身体的特徴、緊急連絡先、写真など）を申請し、登録します。登録情報は、市・矢板警察署・地域包括支援センターで共有されます。



②登録者が行方不明や保護された場合、3者が連携し、登録された情報を頼りに早期発見や身元確認につなげ、家族などに連絡します。



募集 ～ 第2層協議体 ～ 話し合いの場に参加しませんか？

日時・場所／お住まいの地域にご参加ください。

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会「やさしい手」	1月22日（金） 14：00～15：30	生涯学習館
泉ぼっちの会	1月15日（金） 14：00～15：30	泉公民館
片岡ささえあいの会	1月27日（水） 14：00～15：30	片岡公民館



内容／主に高齢者分野における「地域の困りごと」や「あったらいいなと思う助け合い」などについて、楽しく話し合い、情報共有をします。

対象者／地域での助け合い・支え合いに関心のある方など、どなたでも参加できます。

申込方法／前日までに電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／
社会福祉協議会 ☎（44）3000
高齢対策課 ☎（43）3896

募集 各種計画策定に係るパブリックコメント



各種計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

計画名／

- ①第5次矢板市障がい者福祉計画・第6期矢板市障がい福祉サービスプラン（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）
- ②第5期矢板市生涯学習推進計画
- ③矢板市地域防災計画

閲覧・募集期間／1月14日（木）～29日（金）＊必着

- 閲覧方法／
- ・市ホームページで閲覧（①・②・③）
 - ・矢板・泉・片岡公民館で文書閲覧（①・②・③）
 - ・社会福祉課、きずな館、村井胃腸科外科クリニック、佐藤病院、矢板市障がい児者相談支援センター、たかはら学園、子ども発達支援センターたけのこ園、ワーカーズコープりんごの木で文書閲覧（①）
 - ・生涯学習課で文書閲覧（②）
 - ・くらし安全環境課で文書閲覧（③）

提出方法／各計画担当課に直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送りください。

様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。

そのほか／お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて、後日公表します。個人への回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問い合わせ／

- ①〒329-2192（住所不要） 矢板市社会福祉課
☎（43）1116 FAX（43）5404
✉ shakaifukushi@city.yaita.tochigi.jp
- ②〒329-2165 矢板市矢板 106-2 矢板市生涯学習課
☎（43）6218 FAX（43）4436
✉ syougaiakusyuka@city.yaita.tochigi.jp
- ③〒329-2192（住所不要） 矢板市くらし安全環境課
☎（43）1114 FAX（43）7501
✉ bousai@city.yaita.tochigi.jp

募集 適応指導教室 チャレンジハウス 教育指導員

募集人数／2人
報酬／時給 904円
＊労働保険、年次休暇、夏季休暇、諸手当あり
任用期間／4月1日～令和4年3月31日
勤務時間／1日5時間 月～金曜日
8：45～14：45／9：30～15：30
＊春休み、夏休みなどの長期休業日は勤務を要しません。
勤務場所／適応指導教室 チャレンジハウス（片岡 1143-1）
勤務内容／通級児童生徒の支援・事務 など
応募方法／1月29日（金）までに、市販の履歴書を直接または郵送で提出してください。 ＊必着
選考方法／書類選考・面接
＊日時、場所は後日連絡します。
応募・問い合わせ／
〒329-2165 矢板市矢板 106-2
教育総務課 ☎（43）6217

募集 長峰公園 薬除去活動ボランティア

日本の都市公園百選にも選ばれ、北関東でも有数のツツジの名所である長峰公園のツツジを守るため、薬除去作業などの活動を行います。

薬とは…植物の根元部分から生える若芽のことで、これを放置すると肝心な花の成長を阻害してしまいます。

日時／1月16日（土）9：00～12：00
＊国道461号「長峰公園入口」交差点北側付近に集合してください。
＊雨天による中止の場合は、参加される方に直接連絡します。
場所／長峰公園内 定員／30人程度
申込方法／1月8日（金）までに、電話でお申し込みください。
持ち物／タオル、軍手、剪定ばさみ（＊お持ちの方）
そのほか／当日は動きやすい服装でお越しください。作業終了後に、昼食をご用意しております。
申込・問い合わせ／市観光協会事務局（市商工会内）
☎（43）0272



謹賀新年

地域密着で114年
今年も宜しくお願ひ申し上げます

主な営業内容

- プロパンガス及び電力販売
- ガス工事
- ガス機器、石油機器
- リフォーム工事（システムバス、システムキッチン、トイレなど）
- エネオスSS
- オール電化工事
- エネファーム、太陽光発電

お気軽にお問い合わせください。お見積りは無料です。

県北唯一認定 TOTOリモデルクラブ店
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

岩助 株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
フリーダイヤル0120-82-5541
矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

飲食店・施設運営の皆様へ コロナウイルスの対策・相談、承ります。

飛沫感染防止シート（アクリルパーテーション）

お客様へ
ご協力とお願い
手指の消毒に
ご協力ください

感染症予防ポスター

マスク着用
ソーシャルディスタンス

感染症対策サイン

お客様に
沿ったご相談
承ります

不妊治療費を助成します

市では、不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成しています。

対象／次の全てに該当する方（ご夫婦とも）

- ・人工授精、体外受精、顕微授精のいずれかの治療を受けた婚姻中の方（体外受精、顕微授精については県の助成を受けている方）
- ・矢板市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録のある方
- ・市税を滞納していない方
- ・各種医療保険の被保険者、または被扶養者である方
- ・その他、市の交付要綱に定める要件を全て満たす方

助成金額／申請1回につき上限10万円

助成回数／

妻の年齢によって、助成を受けられる回数が異なります。

妻の年齢（助成を受けた初回治療開始時）	助成回数
40歳未満	通算6回まで
40～42歳	通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※助成回数は、対象治療全てを通算した回数です。

※通算助成回数に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成の対象になりません。

そのほか／県の助成制度（体外受精および顕微授精）について詳しくは、県北健康福祉センター ☎（22）2259 にお問い合わせください。

申請・問い合わせ／子ども課 ☎（44）3600

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不妊治療助成における対応について

新型コロナウイルス感染症の患者が増加する中で、今後特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期などを余儀なくされることが想定されます。こうした状況に鑑み、感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合について、時限的に年齢要件を緩和します。

対象者／

治療期間初日の妻の年齢：43歳未満→44歳未満

通算回数／

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）

→初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回

開催 令和3年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議

4月から令和4年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を行います。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／2月9日（火）18：00～

場所／生涯学習館 研修室（2）

そのほか／1月29日（金）までに、生涯学習課窓口にある申請書に使用希望日を記載し、提出してください。

問い合わせ／生涯学習課 ☎（43）6218

市税は納期限内に自主納付～見逃しません！市税の滞納～

税金を滞納すると…

納期限内に納めている方との公平性を保つため、相談なく滞納を放置している方などに対し、財産の差押えなどの滞納処分を実施します。

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、ご相談ください。

【家宅捜索による差押え】

自宅、事務所などに立入調査を行い、お金に換えられるものを差押えます。

【給与・預貯金・生命保険・不動産の差押え】

勤務先、金融機関、保険会社、法務局などで調査を行い、所有している財産を差押えます。

問い合わせ／税務課 ☎（43）1115

土手・農道などのしば焼きを実施します

農作物の越冬病害虫一斉撲滅を目的に、しば焼きを実施します。煙や灰などでご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

火傷などの事故の恐れもありますので、しば焼き中は子どもたちが現場に近づかないよう、ご注意ください。

日時／1月31日（日）10：00～14：00

実施者／市内農家

そのほか／悪天候の場合は、2月7日（日）に順延。

※万一事故などが発生した場合は、早急に☎119へご連絡ください。

連絡・問い合わせ／

JA しおのや矢板地区営農生活センター

☎（44）2312 ☎（43）7057